

協議事項 No.1－①

守谷市手話言語条例について

1 手話言語条例

○ 手話言語条例

手話を音声言語である日本語などと同等の「言語」と明確に位置づけ、ろう者等の言語権を保障することを目的として地方自治体が制定するものです。

手話の普及や理解促進、ろう者が手話を利用しやすい環境を整備すること等について、自治体の責務や市民と事業者の役割を示し、ろう者の社会参加を促進する共生社会の実現を目指します。

○ 背景

手話は、手話を使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な意思疎通のための手段であり、これまでも、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、明確に「言語」として位置付けられています。

しかしながら、これまで手話は「音声言語」と対等な言語であることが十分に認識されず、その使用環境が整っていなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが難しく、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

きこえない・きこえにくい乳幼児が獲得する言語として、またろう者が日常生活や職場などで自由に使える言語として、手話言語が保障されることは、ろう者が社会的に自由に生きられることにつながります。

手話言語条例の制定によって、全国で多くの自治体が、ろう者とろう者以外の者が共生できる地域社会の実現を目指し、積極的な施策を展開しています。

2 経緯及び経過

令和5年12月 守谷市聴覚障がい者協会による手話言語条例要望書提出
→ (市)令和7年度末までの制定を目指す旨回答

- 令和7年 2月 関係団体協議（守谷市聴覚障がい者協会）
 ・条例制定に関する説明及び意見聴取
 6月 「手話に関する施策の推進に関する法律」施行
 6月～9月 庁内関係課協議
 （教育指導課、すくすく保育課、交通防災課、財政課等）
 9月 条例素案作成
 関係団体協議（守谷市聴覚障がい者協会）
 ・条例素案に関する説明及び意見聴取
 条例素案修正
 10月 守谷市保健福祉審議会障がい者福祉分科会

3 条例制定状況

○ 全国

40都道府県/22区/392市/143町/12村 計609自治体
 （令和7年9月30日現在 一般社団法人全日本ろうあ連盟調べ）

○ 茨城県

1県/9市 計10自治体

施行時期	自治体名	条例名
R7.3	かすみがうら市	かすみがうら市手話言語条例
R7.3	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市手話言語条例
R6.12	神栖市	神栖市手話言語の普及に関する条例
R5.12	行方市	行方市手話言語の普及に関する条例
R5.9	結城市	結城市手話言語条例
R5.4	土浦市	土浦市手話言語の普及の促進に関する条例
R4.4	笠間市	笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例
H31.4	水戸市	水戸市手話言語その他の意思疎通手段の利用促進に関する条例

H30.10	茨城県	茨城県手話言語の普及の促進に関する条例
H30.9	筑西市	筑西市手話言語条例

4 守谷市手話言語条例(素案)

別紙資料No.2、3参照

5 今後のスケジュール案

令和7年

- 10月15日(水) 保健福祉審議会(条例素案提示)
- 10月29日(水) 市政策経営会議(パブリック・コメント案決定)
- 11月11日(火) 議会全員協議会(条例案報告)
- 11月中旬～12月中旬 パブリック・コメント実施

令和8年

- 1月上旬 保健福祉審議会障がい者福祉分科会
(パブリック・コメント結果報告、条例最終案提示)
- 1月21日(水) 保健福祉審議会
(パブリック・コメント結果報告、条例最終案提示、諮問、答申)
- 2月10日(火) 政策経営会議(保健福祉審議会答申付議、最終条例案決定)
- 3月下旬 議会条例案可決
- 4月1日(水) 条例施行